

I 第4期中原区区民会議について

1 区民会議とは

区民会議は、平成17年4月に施行した自治基本条例の第22条に規定され、区民の参加と協働により、地域の課題を区民が主体となって解決を図るための調査・審議を行い、暮らしやすい地域社会をつくるために、市長の附属機関として各区に設置されています。

平成18年に第1期区民会議がスタートし、1期2年間とし、区民（区内に住所を有する人のほか、区内に勤務又は通学する人、区内で事業活動を行う人など）20名以内の委員が、地域での日々の活動や暮らしの中で発見した課題を議論し、解決の方向性や具体的な解決方法を審議します。

中原区区民会議の委員は、地域で様々な活動をしている団体からの推薦や、公募、区長推薦により選考された方たちが務めています。中原区に住む人々が暮らしやすく、笑顔があふれるまちづくりを目指して、地域の課題解決に向けた取組を行います。



本会議では委員が意見を出し合います



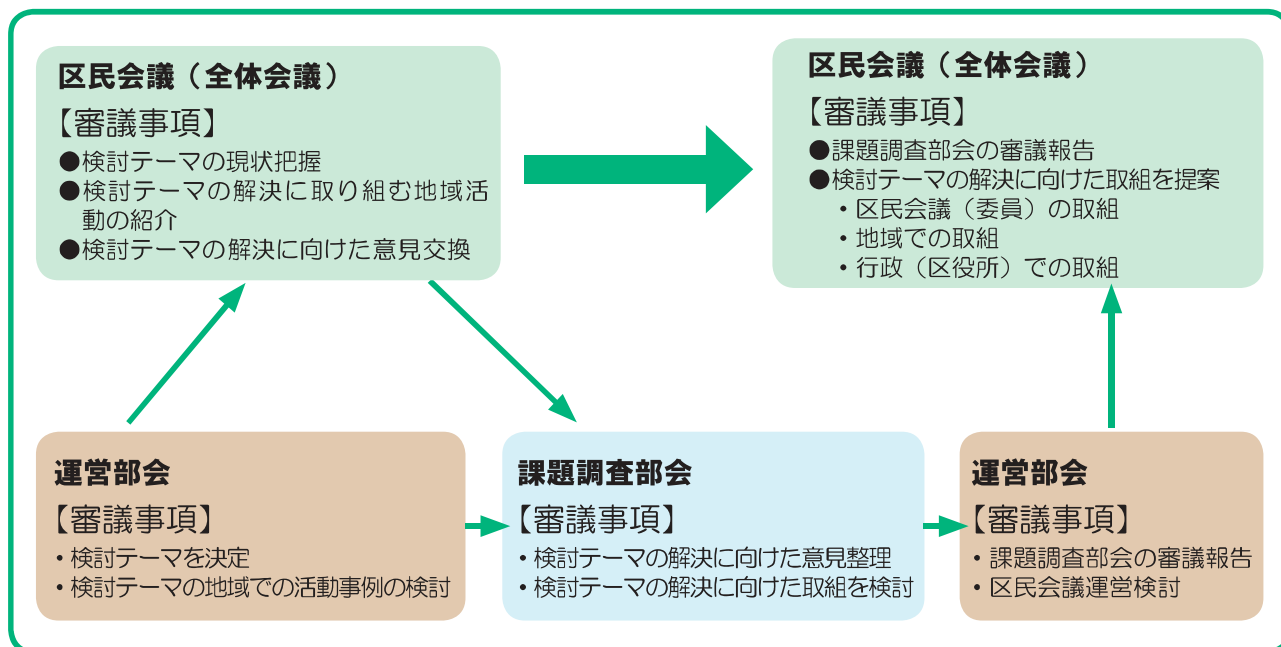
部会では少人数で議論を深めます



会議を進行する川連委員長（中央）

2 区民会議の審議の流れ

区民会議の検討テーマ（地域課題）の審議の流れは次のイメージ図のとおりです。



① 検討テーマの選定

区民会議で調査審議する検討テーマは、地域が抱えている様々な課題の中から、区民会議委員が日々の活動を通して検討する必要があると考える課題、区役所が業務を通じて把握した課題、区民から寄せられた課題を整理し、重要性や緊急性を勘案して運営部会で選定します。

② 検討テーマに関する現状及び課題の把握

検討テーマとなった事項について、地域で具体的に行われている取組等を手掛かりに、そのテーマの現状や克服すべき課題等の調査を行い、検討用資料等を作成します。

③ 区民会議における審議、検討

現状・課題の調査や資料などに基づいて、課題の解決策や地域での取組のあり方などを検討します。

④ 地域での取組

区民会議での検討を踏まえて、区民会議委員及び区役所は課題解決に向けた地域での取組を推進します。

⑤ 区長への報告

区民会議の活動結果について、区長に報告します。

3 専門部会について

専門部会は、区民会議の調査・審議をより専門的に、また機動的に行う必要がある場合などに設置し、区民会議から付託される事案の調査・検討を行うものです。

第4期中原区区民会議では、幹事会的な役割を持つ「運営部会」、課題の検証、調査及び解決に向けた取組を検討する「課題調査部会」を設置しました。

	運営部会	課題調査部会
設置目的	●区民会議の円滑な運営を図るため、区民会議で取り組む地域課題を選定し、会議の具体的な運営等について調整を行うことを目的とします。	●区民会議において検討された地域課題について、課題解決に向けた取組を効果的に行うために、地域課題に関する必要な情報収集や調査を行うなど、区民会議の審議を補完することを目的とします。
構成員	●委員長及び副委員長（2名）を含め7名程度	●9名程度 ※検討テーマの内容によって、適宜選出
開催時期	●区民会議の開催時期に合わせて、適宜開催します。	●区民会議の開催に合わせて、適宜開催します（1テーマにつき2回程度）。
審議の内容	●区民会議で取り組む地域課題について検討を行います。 ●次回区民会議の運営方法について検討を行います。 ●報告書の取りまとめ及び広報について検討を行います。	●区民会議で取り組む地域課題について検証や調査を行います。 ●区民会議における委員の意見を整理して、課題解決に向けた具体的な取組の検討を行います。
審議の流れ	運営部会 【審議事項】 ・区民会議で審議する検討テーマを選定 ・区民会議の運営や広報について検討  審議結果を報告 区民会議 【審議事項】 ・検討テーマの現状把握 ・検討テーマの解決に向けた意見交換	区民会議 【審議事項】 ・検討テーマの現状把握（ゲスト講演等による） ・検討テーマの解決に向けた意見交換  課題調査部会 【審査事項】 ・区民会議における意見整理 ・検討テーマについて検証・調査 ・検討テーマの解決に向けた取組を検討  区民会議 【審議事項】 課題調査部会の審議報告を受け、区民会議として検討テーマの解決に向けた取組の提案を行う

1 検討テーマの選定について

区民会議の主な役割は、区における地域の課題を区民が主体となり地域で解決を図るための方針や具体的な方策などについて調査・審議を行うことです。

中原区区民会議では、地域が抱えている様々な課題（区民会議委員が日々の活動や生活を通して、検討する必要があると感じる課題や区役所が業務を通して把握した課題、区民から寄せられた課題）の中から緊急性や重要性を勘案して運営部会で検討テーマとして選定します。

■ 検討テーマの選定の流れ

検討テーマは、下記の手順で決定し、審議を行います。

